

議案第42号

久喜市総合福祉条例の一部を改正する条例

久喜市総合福祉条例(平成22年久喜市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第29条第3号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「若しくは決定」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、この案を提出するものであります。